

コンビニエンスストアでの
証明書交付の停止

メンテナンスに伴うネットワー
ク停止のため、コンビニエ
ンスストアでの各種証明書の交付
サービスを停止します。ご不便
をおかけしますが、ご理解をお
願いします。

停止期間 7月23日(祝)～26日(日)
↓市民課(内338) / 課税課(内
324) / 納税課(内551)

予約制
個人番号カード交付
臨時窓口

cocobunji:市民サービスコー
ナー(cocobunji WEST 5階)
で個人番号カードを交付しま
す。

7月①22日②29日(水)午前9時
～午後5時

個人番号カードを申請してい
て交付通知書が届いている方

定各17人
7月16日(木)①20日②27日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)午
前9時～正午・午後2時～5時

に電話で市民課へ※先着順
注カード申請時と受け取り時に

氏名・住所が変更になっている
方は市民課(市役所第1庁舎)

のみ交付可
↓市民課(内318)



認知症高齢者家族懇談会

ほっ!
とできる場

事前に電話で高齢福祉課へご連絡ください。

8月3日(月)午後1時30分～4時 場いずみプラザ

対認知症高齢者を介護している方、介護を経験した方 無料

→高齢福祉課☎(042)321-1301

今月の市税

税目	納期限
固定資産・都市計画税(第2期)	7月31日(金)
国民健康保険税(第1期)	

令和2年度国民健康保険税の納税通知書は7月16日(木)発送/お近くの金融機関などで納付をお願いします(ゆうちょ銀行(郵便局)では納期限後は納付できません)/市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください/市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください/バーコード・確認番号などが付いている納付書はコンビニエンスストア・モバイルレジ・クレジットカード(インターネット利用)でも納付いただけます(納期限まで)。詳しい納付方法はお問い合わせください

■休日納税窓口

市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたもの限り、負担金・使用料なども納付できます。また、納税相談もできます。

日時	7月26日(日) 午前8時30分～午後5時
場所	納税課(市役所第1庁舎)

→納税課(内553)

介護保険料決定・納入通知書を郵送

→高齢福祉課☎(042)321-1301

65歳以上の方に、令和2年度介護保険料決定通知書・納入通知書を7月中旬に郵送します。納付・相談・申請、口座振替の申し込みは高齢福祉課(いずみプラザ内)へお問い合わせください。

納付方法

- 年金〔老齢(退職)・遺族・障害年金)を年額18万円以上受給している方＝特別徴収(年金天引き)
- 年金の年額が18万円未満または未受給の方＝普通徴収(口座振替、納付書を使用して金融機関や高齢福祉課で直接納入)

注65歳になったばかりの方、年金を受け始めた方、ほかの市区町村から転入した方などは、年金の年額が18万円以上でも、今年度中は、普通徴収または普通徴収・特別徴収の両方で納める場合があります。普通徴収から特別徴収に切り替わる場合は、市から通知します。徴収方法の任意選択はできません

介護保険料

令和2年度の介護保険料の年額は、右表のとおりです。

介護保険料の納付が困難な場合

第1号被保険者(65歳以上の方)で、災害に遭った方や低収入のため生活困難な方、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定程度減少した方は、保険料の減免措置が適用される場合があります。お早めに相談・申請してください。

注納期限が過ぎた保険料は減免の対象とならない場合があります

普通徴収の方へ 便利な口座振替をご利用ください

普通徴収(納付書で納める方法)の方は、金融機関で口座振替を利用できます。申し込みには、納入通知書・通帳・届け出印・口座振替依頼書(市内金融機関の窓口または高齢福祉課で配布)が必要です。金融機関または高齢福祉課(いずみプラザ内)へお申し込みください。

※特別徴収(年金天引き)の方は、口座振替を利用できません

令和2年度介護保険料

所得段階	対象者	保険料の負担割合	年額保険料(*1)
第1段階	○生活保護受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(*2)を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.10	7,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.35	24,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.70	49,800円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.80	56,800円
第5段階(*4) 基準額	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.00	71,000円
↑上記の年金収入額には遺族・障害年金などの住民税がかからない年金は含めません↑ 第1～3段階の保険料額は公費投入で軽減しています			
↓以下は本人に住民税がかかっている場合に該当する所得段階です↓			
第6段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円未満の方	基準額×1.15	81,700円
第7段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	88,800円
第8段階	前年の合計所得金額(*3)が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	106,500円
第9段階	前年の合計所得金額(*3)が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.65	117,200円
第10段階	前年の合計所得金額(*3)が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	124,300円
第11段階	前年の合計所得金額(*3)が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	142,000円
第12段階	前年の合計所得金額(*3)が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.15	152,700円
第13段階	前年の合計所得金額(*3)が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.30	163,300円
第14段階	前年の合計所得金額(*3)が2,000万円以上の方	基準額×2.45	174,000円

(*1)100円未満の端数が生じないように算定※第1～3段階は軽減後保険料の端数を切り上げているため、基準額に対する負担割合が保険料額と異なる場合あり

(*2)明治44年4月1日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金

(*3)収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額、株式等の繰越控除を受けている場合は適用前の金額。租税特別措置法に規定される長期または短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は控除後の金額

(*4)65歳以上の方の人数・介護サービス総費用・負担分(23%)をもとに算出

決定・納入通知書等発送直後は、電話が集中しつながりにくくなることがあります。ご理解をお願いします

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。